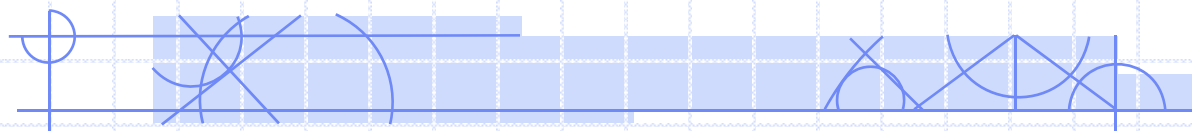
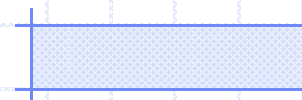


都市受信障害対策用共聴設備の 実態等に関する調査



平成21年4月23日

(社)日本CATV技術協会



背景

- 「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係わる周知の促進について(通達)総情域第151号」(平成18年11月27日)
 - － デジタル放送の受信状況調査は、高層建築物等の所有者が、実施することが望ましい。
 - － デジタル放送で受信障害が解消された世帯に対しては受信障害対策は不要。
 - － デジタル放送においても受信障害が継続する場合には、受信障害対策施設の設置者である高層建築物等の所有者と受信者を当事者とする協議で対応。
 - － デジタル放送対応に係る改修費用は、当事者がそれぞれ応分に負担することが妥当。
 - － 改修費用のうち、受信者はデジタル放送の受信に通常必要とされるUHFアンテナの設置費用相当の経費、所有者は受信者負担分を超える経費をそれぞれ負担。

実際の適用で想定される課題（例）

- 受信者が多数の場合、会合の開催や合意の形成が難しい。
- 受信者の代表がいる場合でも、当事者だけの協議では、解決が難しい。
- 受信障害対策施設設置後に建設された建築物等（以下、「新建築物等」とする）が影響を与えていると考えられる場合、協議が難航する恐れがあり、費用負担割合の算定も難しい。
- 建築物等の所有者が対策施設のデジタル放送対応をしないケースも出現。

等

基本的な対応策

【当事者】

- 当初の原因者が主導して協議を開始
- 協議が難航した場合にはADR機関(注)に申立
- 新建築物の影響がある場合には、当初の原因者と受信者が協力して、新建築物の所有者に協議参加を依頼
- 参加が得られない場合には、ADR機関を通じ、新建築物所有者へ協議参加を依頼
- 所有者がデジタル化対応しない場合には、損害賠償(代替手段として加入したCATV視聴料等)や設備のデジタル化対応を求める。

【政府】

- ADR機関の設置と利用促進
- 渡し切り補償施設に対する改修支援
- 建物の影響割合に関する推定方法の検討

注: ADR(Alternative Dispute Resolution); 第三者の斡旋、調停による紛争解決手続き。

ADR (Alternative Dispute Resolution) の定義、メリット、デメリット

【定義】

- 第三者の斡旋、調停による紛争解決手続き

【メリット】(裁判と比較)

- 利用者の自主性を活かした解決
- 非公開(プライバシーや営業秘密の保護)
- 簡易、迅速で廉価な解決
- 多様な専門家の知見の活用

●【デメリット】(裁判と比較)

- 協議に参加させる強制力がない
- 和解案に強制力がない

ADRの類型

- 司法型
 - 裁判所の設置するADR
 - 例) 民事調停、家事調停
- 行政型
 - 行政機関が設置するADRで、その管轄事項における紛争状況を把握し、省令や行政指導で紛争解決。
 - 例) 公害等調整委員会、国民生活センター
- 民間型
 - 司法型、行政型以外のADR。業界型、独立型、混合型がある
 - 業界型ADRは業界団体が財政的負担をしてADRを運営するタイプである。独立型ADRは業界内の仲裁をめざしたADR、業界とは関連のない組織のADRである。
 - 混合型ADRは業界が財政的負担はしているが、機関の運営は独立して行うADRである。

対策施設のデジタル化に係わる 紛争解決のためのADR機関（例）

- 目的
 - － 対策施設のデジタル化に係る紛争の解決を図り、施設のデジタル化対応を促すこと
- 組織
 - － 拠点
 - － きめ細かく迅速に対応する観点から、できるだけ都道府県単位で拠点を設置・運営することが望ましい
 - － 構成
 - － 法律の専門家、電波伝搬の専門家、建築物・マンション管理の専門家等関連分野の専門家により構成
- 費用負担
 - － 拠点設置や基本的な運営について国の補助も要検討
 - － 申立人の負担は無料化した場合、有料化した場合の方法やメリット・デメリットを要検討
- 処理件数
 - － 年間3000件程度の相談（そのうち7割が簡易相談、残り3割が斡旋・調停と想定）。

ADRの手続イメージ

斡旋・調停人



申立内容に応じ、
2名程度
を選任

弁護士
電波伝搬専門家
建築士
マンション管理士等

相談で終了

和解契約書作成

建築物所有者
or受信者

申立

相手方へ連絡

受理・相談

和解斡旋

訴訟等

和解不成立

和解成立

ADR体制整備に向けた課題

- 調停人の確保・要請
 - － 弁護士、電波伝搬の専門家、マンション管理士、建築士等
- 紛争解決マニュアルの開発・整備
- 調停人の研修
 - － 法律に関する専門的能力、和解の仲介を行う紛争の分野(例えば、電波伝搬、建築物・マンション管理等)に関する専門的能力、紛争解決の技術
- ADR認証取得
 - － 規則、体制が一定基準を満たしていることを客観的に示すため
- 情報システム等の整備
 - － 相談受付システム、文書管理システム、情報共有システム等

地上デジタル放送分野での紛争処理 体制整備における留意事項

- 短期間に多数の要処理事案が見込まれること
 - － デジタル未対応の受信障害対策共聴施設(4万施設以上)を2年間で完全デジタル化
 - － 多数案件を処理する他の事例の実施方策の研究
- 受信障害分野では自治的処理を基本としてきている実態への配慮
 - － 裁判例における考え方やデジタル放送における適合性等の検証
 - － 施設管理者、利用者に対する当事者意識や施設管理の実態等に関する正しい認識の促進
- テレビ受信者支援センター(デジサポ)の活動との連携
 - － 共聴施設管理者個別訪問を行うデジサポとの連携が必須
 - － デジサポの管理者訪問活動との連携の上でも、都道府県ベースでの対応が適当
- 関係事業者、団体等での説明ぶりの把握
 - － 不動産関連団体等で、施設管理者(ビルオーナーや管理組合)に対して行っている説明ぶりや各種パンフレット類、コールセンター、デジサポ等での対応ぶりを横断的に把握した対応が必要
- 制度、工事技術、電波伝搬等の専門家のノウハウの的確な融合
 - － 複数分野の専門家の情報や経験を的確に活用